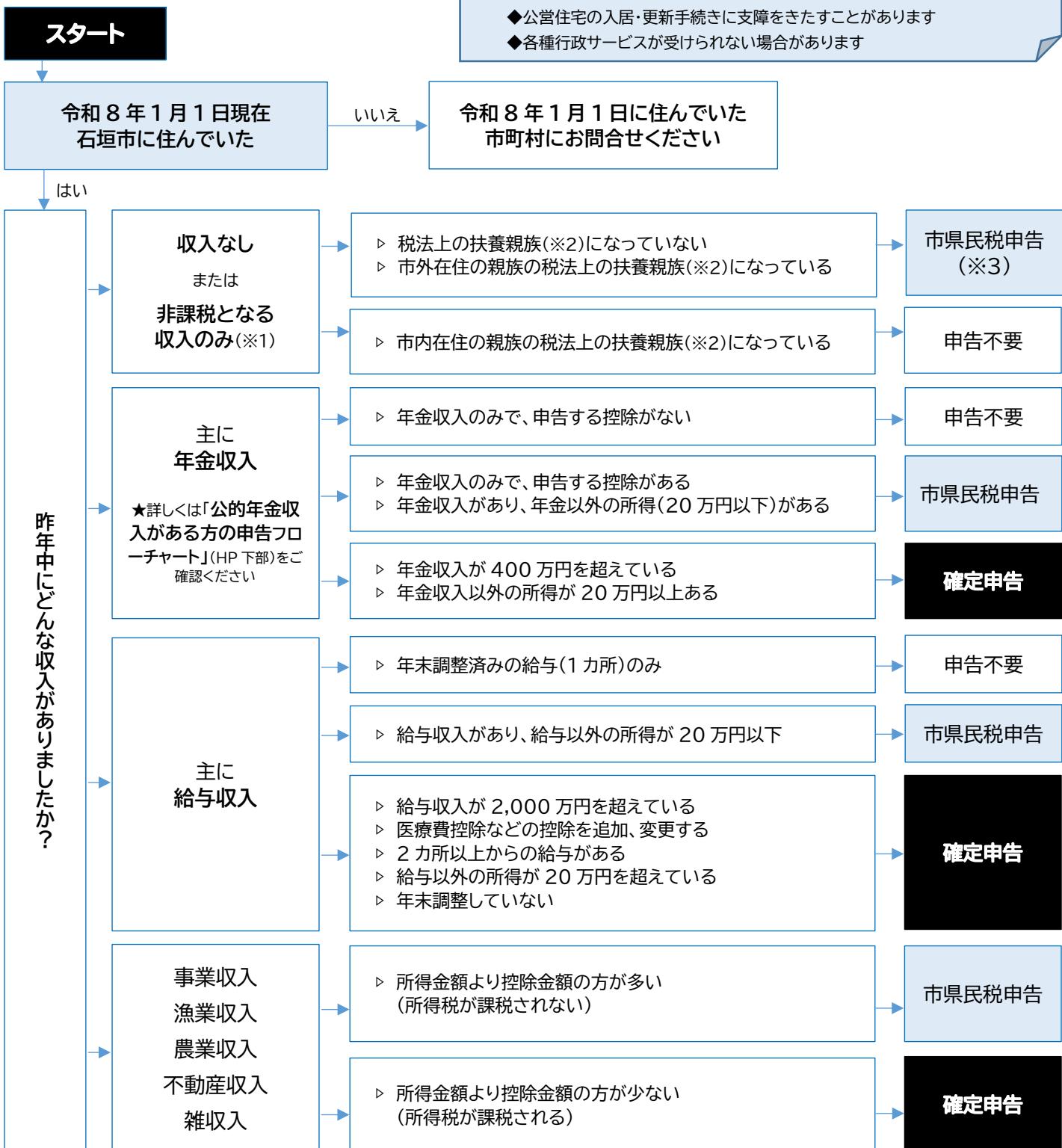


申告フローチャート

申告が必要かどうか、簡易的に判断できます。
確定申告する場合は、市県民税の申告は必要ありません。

申告がないと、次のような影響があります

- ◆国民健康保険税や介護保険料、保育料が正しく計算されません
- ◆市県民税に関する証明書が発行できません
- ◆公営住宅の入居・更新手続きに支障をきたすことがあります
- ◆各種行政サービスが受けられない場合があります



<注意点>

上記で「市県民税申告」に該当する場合でも、下記に該当する方は石垣税務署で確定申告をする必要があります。
※ 石垣市役所では申告受付できません

- ・土地・株式等の譲渡所得がある方
- ・利子・配当所得がある方
- ・肉用牛売却所得(課税特例の対象)がある方
- ・青色申告をする方
- ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける方